

1. 在宅医療の充実に向けた取組

現状

- 2018年4月から第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画が開始され、今後、各都道府県は在宅医療の充実に向けた取組を推進していく必要がある。
- 2018年4月からは、すべての市町村において、介護保険法に基づき、在宅医療・介護連携推進事業を実施する必要がある。

課題

- 都道府県に対し、医療計画に関する指針は示されているが、今後、都道府県が在宅医療を充実させていくために必要な実施体制や具体的な方策については、十分に整理されておらず、議論が必要。

前回に引き続いての議論

○ 今後、各都道府県が、管下の在宅医療を充実させていくために必要な実施体制や方策について、前回までのWGで未提示なものに関する取組例を踏まえ、整理することとしてはどうか。

<都道府県が取り組んでいくべき事項(案)>

○ 県全体の体制整備

- ・ 本庁の医療政策部局と介護保険担当部局の連携
- ・ 年間事業スケジュールの策定
- ・ 市町村の地域支援事業に対する支援体制の整備

○ 在宅医療の取組状況の見える化(データ分析・提供)

- ・ 地域ごとの在宅医療に関する資源、ニーズ等の収集・分析
- ・ 個別医療機関や訪問看護ステーションへの調査(訪問診療、訪問看護の実施意向など)
- ・ 市町村や関係団体等との情報共有体制の整備

○ 在宅医療の提供体制の整備

- ・ 入退院支援ルール of 策定、運用
- ・ 後方支援病院等との連携ルール of 策定、運用
- ・ 急変時の患者情報共有ルール of 策定、運用

○ 在宅医療に関する人材の確保・育成

- ・ 医療従事者への普及・啓発事業やスキルアップ研修の支援
- ・ 多職種連携に関する会議や研修の支援

○ 住民への普及・啓発

- ・ 在宅医療や介護に関する地域住民への普及・啓発
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアについての意思決定支援に関する普及・啓発